

都道府県市高Ｐ連、各学校ＰＴＡ会員の皆様

「全国高Ｐ連賠償責任補償制度」の手引き

＜令和８年度版＞

保険期間

新規加入 ＰＴＡ：令和８年４月１日（水）午前０時～令和９年４月１日（木）午後４時

更新 ＰＴＡ：令和８年４月１日（水）午後４時～令和９年４月１日（木）午後４時

（中途加入の場合は、加入申込をした翌月の１日午前０時～令和９年４月１日午後４時です）

令和８年１月

一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社）
	ＡＩＧ損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社

<目 次>

ごあいさつ	1
補償内容と掛金	2
1. P T Aにおける加入事務手続	5
2. よくあるご質問 (Q & A)	10
(1) 制度	10
(2) 補償内容	10
(3) 加入手続	11
(4) 他の保険との関係	11
(5) 事故対応	11
(6) その他	12
3. 資料	27
4. 約款	31
5. 帳票	41
(1) 新規加入依頼書 (4 月・5 月加入用)	41
(2) 生徒数報告書 (自動更新用)	43
(3) 生徒数報告書 (4 月・5 月新規加入用)	45
(4) 新規加入依頼書 (6 月以降加入用)	47
(5) 解約通知書	49
(6) 事故発生から解決までの流れ	52
(7) 保険金請求書及び記入例	54

ごあいさつ

日頃より本会の活動にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では、平成 14 年度より、高校生が期せずして事故の加害者となってしまった際に、生徒とご家族の経済的・精神的負担を少しでも和らげることのできるよう、「全高 P 連賠償責任補償制度」を設立し、高校生が学校生活を含む日常生活における事故で加害者となった場合の補償に取り組んでまいりました。

当時、高校生の負傷に関しては、既に多くの都道府県市高 P 連で安全互助会等の補償制度が整備され、日本スポーツ振興センター災害共済制度と合わせ、一定の補償が用意されていました。一方、賠償責任の補償については、賠償額が 1 億円にも達する可能性があるにもかかわらず、補償制度の普及は不十分であったように思われます。

こうした状況の中で、本会では、高校生が加害者になった場合の補償制度について平成 11 年より真摯に検討を重ねた結果、「全国一律に安価な掛金で高い補償を提供する」、「都道府県市高 P 連の既存の安全互助会等の制度に配慮する」との理念のもと、平成 14 年度より本制度を施行する運びとなりました。発足以降、各都道府県市高 P 連のご理解とご協力により、加入生徒数は令和 7 年度で約 113 万人となり、加入率は 60%を超える制度となりました。

高校生とご家族が事故による経済的、精神的な負担を被らないためには、もちろん事故を起こさない、加害者とならないことが基本であり、本会としても引き続き高校生の「ルールやマナーを守る態度」や「他者を思いやる気持ち」の醸成に努めてまいります。とはいえ、社会環境の変化に伴い、高校生の生活様式も多様化・複雑化し、行動範囲も拡大していますので、思わぬ事故に遭遇する危険性も決して少なくありません。そして事故の加害者となれば、一生にわたって償いの人生を送ることにもなりかねません。本会としては、加害者になってしまった生徒とご家族の経済的・精神的負担を本制度によって少しでも和らげられるよう、引き続き引受保険会社と連携して本制度の安定的な運営に努めてまいります。また、あわせて PTA 活動中の事故に対する賠償責任補償により、PTA 活動がより充実発展することを願っております。

都道府県市高 P 連、各学校 PTA 会員の皆様におかれましては、なにとぞ本制度の趣旨、意義をご理解のうえ、普及促進にご協力下さいますようお願い申し上げます。

令和 8 年 1 月

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会

会 長 田名部 智之

補償内容と掛金

児童・生徒 賠償責任

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

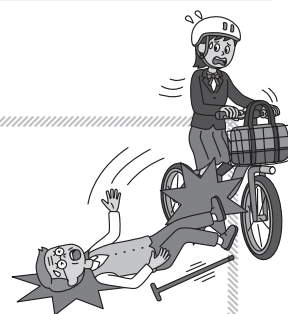
生徒に過失があり、他人の物を壊したり、
他人をケガさせたりしたときの保険です。

Q どんなときに補償されるの？

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

登下校中や休日などに起きた事故まで24時間補償されます！



Q 支払限度額は？

※複数の生徒が関わる事故について、支払限度額および免責金額が生徒ごとに適用される場合があります。

支払限度額（対人・対物合算）	1事故につき	1億円
免責金額（自己負担額）	1事故につき	5千円



！ ご注意

児童・生徒賠償責任 賠償責任補償制度の補償範囲

☐ 賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所		学校管理下外 (日常生活中)	学校管理下 (*1)
主な責任主体		児童・生徒・およびその親権者その他の法定の監督義務者	
補償の対象と範囲		「24時間」の補償	
事故の原因	故意	× (支払対象外)	
	過失・不可抗力	○ (支払対象)	学校の管理責任「あり」 × (*2) (支払対象外) 学校の管理責任「なし」 ○ (*2) (支払対象)

けんかによる加害事故

➡けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

➡会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

(*1) 「学校管理下」・・・「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます）」が学校管理下となります。

(*2) 「学校の管理責任」・・・日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。学校管理下での補償については、学校の管理責任の有無によって補償対象とならない場合があります。

年間掛金 400円×生徒数

(※生徒数×9円の制度維持費を含みます。)

PTA 賠償責任

より充実したPTA活動をサポートします。

**PTA(団体)に過失があり、PTA活動中に、
.....
他人の物を壊したり、他人をケガさせたり、
.....
他人から借りた物を壊したりしたときの保険です。**

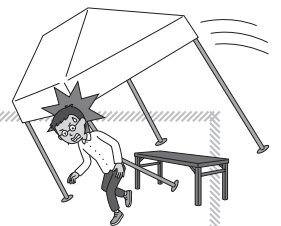
Q どんなときに補償されるの？

例えば、以下のような事例があります。

- **対人・対物**：PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。
高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。
- **保管物**：PTA総会で使用するために借用した機材を誤って落として壊した。

PTA活動従事中であれば、教職員もPTA団体の構成員として補償の対象となります！

※教職員の行為によりPTAが負う賠償責任のことであり、教職員個人の責任を補償するものではありません。



Q 支払限度額は？

支払限度額	対人・対物			保管物	
	対人	1名につき	5千万円	加害者1名につき	10万円
		1事故につき	5億円		
	対物	1事故につき	5千万円	保険期間中	500万円 ^(*)
免責金額 (自己負担額)	対人・対物それぞれ 1事故につき		1千円	1事故につき	5千円

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

! ご注意

- 「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。
- 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含みません。
- 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則（名称が何であるかを問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

被保険者の範囲

① P T A 賠償責任	P T A
② 児童・生徒賠償責任	P T A の児童・生徒およびその親権者等の法定監督義務者

保険金をお支払する場合

(1) P T A 賠償責任

P T A 管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

① **P T A 活動の遂行に伴う賠償責任**：P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、P T A 活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、P T A が負担する法律上の賠償責任

② **保管物に係わる賠償責任**：P T A 会員および児童・生徒が、日本国内において保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、P T A が負担する法律上の賠償責任

(2) 児童・生徒賠償責任

P T A の児童・生徒が、P T A の管理下・管理外を問わずに日本国内において第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、P T A の児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

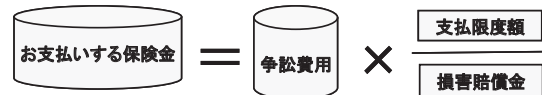
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払方法

【**損害賠償金**】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。（支払限度額が適用されます。）



【**各種費用**】原則としてその全額がお支払対象となります。（支払限度額は適用されません。）但し、争訟費用については「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。



お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(1) P T A 賠償責任および児童・生徒賠償責任

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ③ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任

等

(2) P T A 賠償責任

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除く）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に見えられた保管物の破損に起因する賠償責任
 - ⑤ P T A 活動の終了後に行われた P T A 活動以外の活動に起因する賠償責任
- 上記①～③は、P T A 活動の遂行に伴う賠償責任にのみ適用されます。④は、保管物に係わる賠償責任にのみ適用されます。

等

(3) 児童・生徒賠償責任

- ① 被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

等

1. P T Aにおける加入事務手続

(1) 本制度の加入について

導入初年度については、各 P T A 内で、本制度に「加入」するかどうかの検討および決議を行ってください。

現在ご加入の P T A につきましては、募集期間終了までに各 P T A からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集の手引き等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。(P T A 内で本制度への加入を「解約」するとの決議が行われ、所定の書類が期限までに提出された場合を除きます。)

(2) 加入依頼(申込)等について

a. 制度加入初年度の場合

(a) 4月1日から加入する場合

①所定の「新規加入依頼書(4月・5月加入用)」(本冊子の P. 41 を使用してください。)に必要事項を記入してください。

その際、生徒数の欄には、令和7年度の5月1日付 P T A 会員数を記載してください。

(*)新設や統合等により、令和7年度の5月1日付 P T A 会員数が記入できないときには、令和8年度の定員生徒数を記入してください。

追って、令和8年度の5月1日付 P T A 会員数を改めて報告していただくことになります。詳細は、後記(3)をご参照ください。

②新規加入依頼書のコピーを取って、P T A で保管してください。

③新規加入依頼書は、令和8年3月13日(金)までに、所属する都道府県市高 P 連事務局に提出してください。

(b) 5月1日から中途加入する場合

①所定の「新規加入依頼書(4月・5月加入用)」(本冊子の P. 41 を使用してください。)に必要事項を記入してください。

その際、生徒数の欄には、令和7年度の5月1日付 P T A 会員数を記載してください。

(*)新設や統合等により、令和7年度の5月1日付 P T A 会員数が記入できないときには、令和8年度の定員生徒数を記入してください。

追って、令和8年度の5月1日付 P T A 会員数を改めて報告していただくことになります。詳細は、後記(3)をご参照ください。

②新規加入依頼書のコピーを取って、P T A で保管してください。

③新規加入依頼書は、令和8年4月15日(水)までに、所属する都道府県市高 P 連事務局に提出してください。

(c) 6月1日以降に中途加入する場合

①所定の「新規加入依頼書」(本冊子のP.47を使用してください。)に必要事項を記入してください。

その際、生徒数の欄には、令和8年度の5月1日付PTA会員数を記載してください。

②新規加入依頼書のコピーを取って、PTAで保管してください。

③新規加入依頼書は、下表の各締切日までに、所属する都道府県市高P連事務局に提出してください。

補償期間	掛金 (円/名)	都道府県市高P連 事務局宛締切日
4月1日～	400	3月13日(金)
5月1日～	367	4月15日(水)
6月1日～	335	5月15日(金)
7月1日～	302	6月15日(月)
8月1日～	270	7月15日(水)
9月1日～	237	8月14日(金)
10月1日～	205	9月15日(火)
11月1日～	172	10月15日(木)
12月1日～	139	11月13日(金)
1月1日～	107	12月15日(火)
2月1日～	74	1月15日(金)
3月1日～	42	2月15日(月)

(上記の掛金は、生徒1名あたりの金額です。)

(上記の掛金には、全国高P連賠償責任補償制度の制度維持費として9円が含まれています。)

(補償期間の末日は、補償開始日に関わらず令和9年4月1日午後4時です。)

補償期間に応じて締切日が設けられていますので、各締切日を厳守願います。締切日を過ぎて提出された新規加入依頼書は無効となり、補償は開始されません。その場合は、補償開始時期を遅らせた中途加入の新規加入依頼書を、改めてご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

b. 前年度から引き続いて加入する場合(更新)

前年度の補償期間は令和8年4月1日午後4時で一旦終了しますが、特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、4月1日午後4時以降も自動的に更新の取扱いとなります。「新規加入依頼書」を改めて提出する必要はありません。ただし、追って、令和8年度の5月1日付PTA会員数を報告いただくことになります。P.43の生徒数報告書(自動更新用)に必要事項を記入し、令和8年5月15日(金)までに所属する都道府県市高P連事務局に提出してください。

※所定の書類が期限内に提出されない場合は、全て「引き続いて加入する」ものとみ

なされますのでご注意ください。(更新しない場合の手続については、後記 c. をご参照ください。)

※令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、ご加入の P T A からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、全国高等学校 P T A 連合会は今年度の手引き等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入申込は不要です(別途生徒数の報告は必要です。)

c. 令和 7 年度は加入していたが令和 8 年度は更新しない場合

①手続等については、所属する都道府県市高 P 連事務局にご相談ください。

②必要書類は、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、所属する都道府県市高 P 連事務局に提出してください。

※所定の書類が期限内に提出されない場合は、全て「引き続いて加入する」ものとみなされますのでご注意ください。

締切日(4 月加入・更新しない場合)：令和 8 年 3 月 13 日（金）

(3) 生徒数の報告(4 月加入・5 月加入のみ)について

所定の「生徒数報告書」(本冊子の P. 45 を使用してください。)に、令和 8 年度の 5 月 1 日付 P T A 会員数その他の必要事項を記入し、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに、所属する都道府県市高 P 連事務局に提出してください。

※前年度から引き続いて加入する場合は、P. 43 の自動更新用を使用してください。

●生徒数の報告についてのご注意（すべての加入 P T A 共通）

5 月 1 日付 P T A 会員数で加入していただきます。

申告いただいた生徒数が実際の P T A 会員数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金が減額されることとなりますのでご注意ください。なお、令和 8 年度 5 月 1 日付 P T A 会員数に基づいて P T A 単位で保険料を算出し、補償期間中の生徒数の増減による精算は行いません。生徒数の報告にあたっては、人数に誤りがないよう十分にご確認ください。

(4) 掛金の送金について

令和8年度5月1日付PTA会員数分の掛金(※)を、令和8年6月30日(火)までに各PTAが所属する都道府県市高P連事務局の指定口座に振り込んでください。

(※)中途加入の場合も、加入時のPTA会員数ではなく、令和8年度5月1日付PTA会員数分の掛金を送金してください。

送金締切日(4月・5月加入)：令和8年6月30日(火)

(中途加入の場合の送金締切日については、下表をご参照ください。)

補償期間	掛金 (円/名)	都道府県市高P連 事務局宛締切日
4月1日～	400	6月30日(火)
5月1日～	367	6月30日(火)
6月1日～	335	7月31日(金)
7月1日～	302	8月31日(金)
8月1日～	270	9月30日(水)
9月1日～	237	10月30日(金)
10月1日～	205	11月30日(月)
11月1日～	172	12月30日(水)
12月1日～	139	1月29日(金)
1月1日～	107	2月26日(金)
2月1日～	74	2月26日(金)
3月1日～	42	2月26日(金)

(上記の掛金は、生徒1名あたりの掛金です。)

(上記の掛金には、全国高P連賠償責任補償制度の制度維持費として9円が含まれています。)

(補償期間の末日は、補償開始日に関わらず令和9年4月1日午後4時です。)

<参考> PTA内部での掛金のとりまとめ方法について

本制度は各PTA単位で加入する制度であることから、下記①～③の方法が一般的です。各PTAの実情に合った方法をご採用ください。

- | |
|--|
| ①都道府県市高P連が一括して掛金を負担する方法
②PTAが年会費の総予算から掛金を負担する方法
③PTAの諸会費の徴収に併せて掛金を徴収する方法 など |
|--|

(5) 生徒数の変更(転入・転出を含む)について

転入・転出その他の生徒数変更については、一切報告いただく必要はありません。
(加入期間中の生徒数の増減にかかわらず、掛金の追徴・返戻はありません。)

(6) 加入者票について

4月加入者には6月中旬に、5月以降加入者には補償開始月の翌月(中旬以降)に、所属する都道府県市高P連からPTAへ「全国高P連賠償責任補償制度加入者票」が配付されます。これは個々の加入生徒用の控ですので、PTAから生徒(含む転入生)または保護者へ配付してください。(ただし、PTA会員でない方を除きます。)また、その際、加入者票は保険金請求に備えて必ず保管しておくようご案内ください。(なお、この加入者票は加入の証であるため生徒(保護者)以外の方には配付できません。)

＊ ＊ 加入手続のまとめ(4月加入の場合) ＊ ＊

期日	PTAの事務
3月13日(金)以前	来年度も更新するかどうか検討。更新しない場合は、手続等について、所属する都道府県市高P連事務局へ相談する。
3月13日(金)迄	・新規に加入する場合は、「新規加入依頼書(4月・5月加入用)」(手引きP.41を使用)を所属する都道府県市高P連事務局へ提出する。…「新規加入依頼書」の生徒数は、令和7年度5月1日付PTA会員数を記載する。 ・更新しない場合は、都道府県市高P連事務局の指示に基づき、所定の書類を都道府県市高P連事務局へ提出する。<u>(提出が遅れると更新とみなされ、解約できなくなるので注意する。)</u> ・更新する場合の手続は、所属する都道府県市高P連事務局の指示に従う。
5月15日(金)迄	令和8年度5月1日付PTA会員数を、所属する都道府県市高P連事務局へ報告する。 (自動更新用・・・P.43、4月・5月新規加入用・・・P.45)
6月中旬	「加入者票」を生徒(保護者)へ配付。(教職員分は含まれていないので注意する。)
6月30日(火)迄	令和8年度5月1日付PTA会員数分の掛金を、所属する都道府県市高P連事務局へ送金する。

2. よくあるご質問（Q & A）

目 次

(1) 制度

- Q 1. 制度の概要はどのようなものですか。
- Q 2. なぜ全国高P連で賠償責任の制度を発足したのですか。
- Q 3. 全国高P連で加入するメリットは何ですか。
- Q 4. 制度維持費とは何ですか。
- Q 5. 集金事務費とは何ですか。
- Q 6. 支払限度額は1億円も必要ですか。

(2) 補償内容

①共通

- Q 7. 主な支払事例を教えてください。
- Q 8. 3. 資料(P. 27)に掲載された事故事例以外に対象となる事故例を教えてください。
- Q 9. 実際に発生している事故にはどんな傾向がありますか。
- Q10. 高額事故の発生状況はどうなっていますか。
- Q11. 被保険者は誰ですか。
- Q12. 本人のケガは補償されますか。
- Q13. 補償の範囲はどこまでですか。
- Q14. 補償期間はいつからいつまでですか。
- Q15. 海外での賠償事故は補償されますか。
- Q16. 休学者の補償はどうなりますか。
- Q17. 通信制・定時制高校、特別支援学校等は対象となりますか。
- Q18. 小中高一体のP T Aの場合、高等部だけが対象ですか。
- Q19. 生徒もしくはP T Aに賠償責任（過失）があるかはどのように判断するのですか。
- Q20. 保険会社が示談を代行してくれますか。

②児童・生徒賠償責任担保条項

- Q21. 海外への修学旅行は対象になりますか。
- Q22. けんかでケガをさせた場合は補償されますか。
- Q23. 学校管理下での事故の賠償責任はどう判断されますか。
- Q24. 学校として様々な活動を幅広く「学校管理下」と認めれば、本制度に加入する必要があるのではありませんか。
- Q25. 学校の休み時間中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか。
- Q26. 生徒が同じ学校の生徒にケガをさせた場合は補償されますか。
- Q27. 授業や部活動でのスポーツにより他人にケガをさせた場合は補償されますか。
- Q28. 野球部の活動中、ファウル等を打ったボールが民家や学校の窓ガラス等を破損した場合は補償されますか。
- Q29. 陸上部の活動中、校舎の周りをランニングしていて他人にぶつかりケガをさせた場合は補償されますか。
- Q30. 友人から借りた自転車で他人にケガをさせた場合は補償されますか。

- Q31. バイクで走行中に起こした賠償事故は対象となりますか。
- Q32. インターンシップ先で販売実習中に誤ってお客様にケガをさせた場合は対象となりますか。
- Q33. 年度途中で転入または退学した生徒の補償はどうなりますか。
- Q34. 知的障害のある生徒が起こした事故は対象となりますか。
- Q35. 電動アシスト自転車により事故は補償されますか。

③管理者賠償責任担保条項

- Q36. 「PTA活動中」とはどういう場合ですか。
- Q37. PTA活動中に偶然な事故が発生した場合、保護者の個人的な賠償は補償してもらえますか。
- Q38. PTAが主催する課外授業中に教職員が起こした賠償事故も補償されますか。
- Q39. PTAと学校が共催する課外授業中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか。
- Q40. 管理者賠償責任担保条項はPTA活動に起因する賠償事故を補償するとなっていますが、家からPTA活動への往復途上も補償されますか。
- Q41. 教職員はPTA会費を払っていませんが補償されますか。
- Q42. PTA活動中の教職員の賠償事故は対象となりますか。

(3) 加入手続

- Q43. PTA内での掛金徴収方法を教えてください。
- Q44. 加入の際、生徒名簿の提出は必要ですか。
- Q45. PTAの中に加加入を希望しない保護者等がいる場合はどうなりますか。
- Q46. 全学年ではなく、学年単位、クラス単位または個人での加入は可能ですか。
- Q47. 保険会社がPTA会員から直接掛金を集金してくれますか。
- Q48. PTAが加入するにはどうしたらよいですか。
- Q49. 組織の名称がPTAではなく保護者会等の場合も加入できますか。
- Q50. 加入時の生徒人数はいつ現在の人数にしたらよいですか。
- Q51. 生徒数の増減に伴う掛金はどうなりますか。
- Q52. 4月1日より後でも加入できますか。
- Q53. 中途加入の場合の掛金はどうなりますか。
- Q54. 掛金振込の際、振込手数料の負担はどうなりますか。
- Q55. 新規加入依頼書の送付が締切日より遅れても補償されますか。
- Q56. 掛金の送金が締切日より遅れたらどうなりますか。
- Q57. 休学者を差し引いて人数報告することは可能ですか。

(4) 他の保険との関係

- Q58. スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」との違いは何ですか。
- Q59. 産業教育振興中央会の「インターンシップ・ボランティア等体験活動保険」との違いは何ですか。
- Q60. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度（学生総合保険、こども総合保険、自転車総合保険等）との違いは何ですか。
- Q61. 安全互助会等の共済金補償制度との関係はどうなりますか。

(5) 事故対応

- Q62. 事故報告は、誰が、どこにするのですか。
- Q63. 事故の際は、何をどのように進めていったらよいのですか。

- Q64. 保険金請求は、誰が、どこにするのですか。
- Q65. 保険金請求には、どんな書類をどこへ提出すればよいのですか。
- Q66. 保険金請求の際、加入PTAの生徒であることはどうやって証明するのですか。
- Q67. 各都道府県市高P連や学校、個人加入の契約との関係はどうなりますか。
- Q68. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度の引受保険会社が、本制度の幹事引受保険会社と異なる場合、保険金請求の手続はそれぞれ別に必要ですか。
- Q69. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度と本制度の支払保険金の調整はどのように行われるのですか。

(6) その他

- Q70. PTAへはどのような方法で募集案内文書が配布されるのですか。
- Q71. 各都道府県市高P連の事務処理の具体的内容は何ですか。
- Q72. 保険会社は各PTAに対する説明会や募集手続を行うのですか。
- Q73. PTA会員全員に手引き・チラシを配布したいので追加送付してもらえますか。
- Q74. 他の都道府県市高P連の加入状況はどうなっているのでしょうか。
- Q75. 高加入率を実現している都道府県市高P連はどこですか。
- Q76. 本制度への加入について個々の加入者へはどういう方法で案内がされるのですか。
- Q77. 所属する都道府県市高P連や学校での保険金支払実績を、都道府県市高P連や学校にも通知してもらえますか。
- Q78. 共同保険契約とは何ですか。
- Q79. 引受保険会社が経営破綻した場合はどうなりますか。
- Q80. 加入にあたっての注意事項はありますか。

Q & A 集

(1) 制度

Q1. 制度の概要はどのようなものですか。

この制度は、生徒またはP T Aの加害事故を補償するもので、生徒は 24 時間、P T AはP T A活動中の事故が対象となります。

契約手続きは、一般社団法人全国高等学校P T A連合会が保険契約者となり、P T A単位で全員加入していただく仕組みとなっており、これによって、全国一律の掛金での補償を実現しています。

なお、都道府県市等で独自に行われている各種の補償制度(主に生徒の被害事故を補償)とできるだけ重複しないよう、この制度の補償内容は、加害事故のみに限られています。

Q2. なぜ全国高P連で賠償責任の制度を発足したのですか。

生徒全員が補償を受けられる制度としては、日本スポーツ振興センターの共済制度がありますが、生徒の被害事故(ケガや病気等)のみが対象であり、生徒の加害事故は補償されません。

一方で、学校週 5 日制による余暇時間の増加、インターンシップ、ボランティア活動等、生徒の活動の多様化や行動範囲の拡大に伴う賠償事故発生の可能性は増大しています。全国高P連としては、このような状況を憂慮し、生徒が不幸にして賠償事故の加害者となった場合に、一生償いの人生を送ることにならないよう、この制度を発足させることといたしました(2002 年 4 月発足)。全国高P連が全国をとりまとめることで団体割引が適用されるため、割安な掛金とすることができますので大きな意義があると考えています。

Q3. 全国高P連で加入するメリットは何ですか。

団体割引を児童・生徒賠償責任担保条項保険料に適用し、全国一律の掛金となっております。

あわせて、補償開始の前日まで(前年度中)に必要な掛金払込の期限が、4 月 1 日加入の場合は 3 ヶ月間、5 月 1 日加入以降は 2 ヶ月間猶予されます。(詳細は P. 8 の送金締切日を参照してください。)

Q4. 制度維持費とは何ですか。

生徒 1 名あたりの掛金 400 円のうち、保険料は 391 円であり、9 円は制度維持費です。制度維持費とは、本制度が健全に維持され発展するために必要な諸経費(運営委員会の会議費や委員の普及活動旅費・通信費等)のことです。本制度の制度維持費は、明確に区分経理され、全国高P連総会において予算・決算承認を得ています。また、全国高P連会長・事務局長研修会等の場においても随時報告等が行われています。

Q5. 集金事務費とは何ですか。

集金事務費とは、団体内の集金事務にかかる費用として保険会社から集金者(全国高P連)に支払われる金銭のことで、本制度では保険料の 5%相当額が支払われています。

Q6. 支払限度額は 1 億円も必要ですか。(児童・生徒賠償責任担保条項部分)

実際の事故例では、自転車で他人にケガをさせる事例がありますが、被害者が死亡に至る例も珍しくありません。被害者が死亡した場合の賠償金額としては、本制度では約 8,800 万円の支払いの事例もございます。P. 29 の高額事故例もご参照ください。

(2) 補償内容

① 共通

Q7. 主な支払事例を教えてください。

3. 資料(P. 27)をご参照ください。

Q8. 3. 資料(P. 27)に掲載された事故事例以外に対象となる事故例を教えてください。

【児童・生徒賠償責任担保条項】

- ① 市のマラソン大会で路側帯のない道路を全力疾走中、自転車に乗った老人と接触し、老人が自転車もろとも道路下の水田に落ちてケガをさせてしまった。
- ② 自主トレーニングでランニング中、通行人と衝突してケガをさせてしまった。
- ③ 社会奉仕活動で高齢者を介助中、不注意でケガをさせてしまった。(生徒ではなく、現場指導者等が責任を問われる場合もあります。)
- ④ 学校の文化祭準備のため、リヤカーに大きな荷物を載せて学校近くの道路を運搬中、リヤカーの制御を失い、駐車していた外国製高級車にぶつけて傷をつけてしまった。(学校側の管理責任を問われる場合もあります。)
- ⑤ 不注意でパソコンコードにつまづき、他人のパソコンを壊してしまった。
- ⑥ スキー場で、スキー初心者がまだスキーに慣れていないにもかかわらず直滑降を試み、斜面下にいた中学生の集団に突っ込んでケガを負わせてしまった。
- ⑦ 郊外の道路を自転車で疾走中、焚火で煙が立ちこめ視界がきかない中を通り抜けようとして通行人と衝突し、ケガをさせてしまった。
- ⑧ 放課後に広場でキャッチボール中、投げたボールが誤って隣家の窓ガラスを割ってしまった。
- ⑨ デパートで買物中、誤ってショーケースにぶつかり陳列品を壊してしまった。

【管理者賠償責任担保条項】

- ① PTA主催で講演会を開催中、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより、参加者が将棋倒しになってケガ人が出た。
- ② PTA主催のサッカー大会中、PTAの設置ミスにより案内板が突然倒れ、見物人がケガをした。
- ③ PTA主催の校内清掃活動で、草刈機を使って作業中、PTAの作業指示が不十分であったため通りがかりの通行人にケガをさせてしまった。
- ④ PTA主催のイベント中、仮設テントが管理ミスにより倒壊し、来場者の持ち物を破損してしまった。
- ⑤ PTA総会の準備中、借りたマイクを落として破損してしまった。
- ⑥ PTA主催の野球大会中、PTAがレンタル業者から借りた道具一式が、目を離した隙に盗難にあってしまった。
- ⑦ PTA主催の美術館見学中、PTAの引率が不十分だったため、生徒が美術品を汚損してしまった。

Q9. 実際に発生している事故にはどんな傾向がありますか。

高額支払となる事故に関しては「登下校時における自転車事故」が多数を占めています。詳細は、3. 資料(P. 27～29)をご参照ください。

Q10. 高額事故の発生状況はどうなっていますか。

夜間自主トレーニング中にダッシュして歩行者に衝突し、意識不明の重症を負わせて約 4,500 万円の賠償金を請求された事例、自転車で通学中に歩行者に衝突して身体麻痺の重症を負わせ、約 6,000 万円の賠償金を請求された事例などが発生しています。詳細は、3. 資料(P. 29)をご参照ください。

Q11. 被保険者(補償を受けることができる方)は誰ですか。

児童・生徒賠償責任担保条項については生徒およびその親権者等の法定監督義務者、管理者賠償責任担保条項についてはP T Aが、被保険者となります。

Q12. 本人のケガは補償されますか。

本制度は、生徒またはP T Aが、他人の身体を害したり財物を破損した場合(加害事故の場合)に負う法律上の賠償責任を補償するものですので、本人のケガや被害事故は対象となりません。

Q13. 補償の範囲はどこまでですか。

生徒は24時間、P T AはP T A活動中にそれぞれ負った法律上の賠償責任の範囲内となります。法律上の賠償責任とは、生徒本人やP T Aに過失があった場合に発生する賠償責任で、道義上の賠償責任は含まれません。なお、生徒もP T Aも、日本国内で発生した事故のみが対象となります。

Q14. 補償期間はいつからいつまでですか。

新規加入の場合は令和8年4月1日の午前0時から令和9年4月1日の午後4時、更新加入の場合は令和8年4月1日の午後4時から令和9年4月1日の午後4時までとなります。中途加入の場合は、各加入月の1日の午前0時から令和9年4月1日の午後4時までとなります。

Q15. 海外での賠償事故は補償されますか。

補償されません。日本国内でのP T A活動、日本国内で発生した事故のみが対象です。

Q16. 休学者の補償はどうなりますか。

各P T Aの規約に応じ、生徒が休学中も保護者がP T Aの構成員となっている場合は、補償の対象になります。

Q17. 通信制・定時制高校、特別支援学校等は対象となりますか。

その学校のP T Aが全国高P連の会員であれば、対象となります。

Q18. 小中高一体のP T Aの場合、高等部だけが対象ですか。

そのP T Aが、小中高ともに全国高P連の会員であれば、小中高とも対象になります。なお、全国高P連会費を高校生分のみ納入している場合は、小中等部は全国高P連の会員にはなっておりませんので補償の対象とはなりません。

Q19. 生徒もしくはP T Aに賠償責任(過失)があるかはどのように判断するのですか。

この制度において保険金の支払い対象となるかについては、生徒個人もしくはP T Aが民法等の法律上の賠償責任を負っているかどうかを、過去の判例等に照らして引受幹事保険会社にて一次判断いたします。

Q20. 保険会社が示談を代行してくれますか。

弁護士法第72条により、「弁護士以外の者が報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うこと」は禁じられていますので、本制度において保険会社が示談代行を行うことはできません。

ただし、交渉の進め方についての打ち合わせやアドバイス等、解決に向けての協力・支援は積極的に行っていますので、被害者との交渉にあたっては、東京海上日動の損害サービス担当へご相談ください。(詳細はQ63を参照ください)

また、交渉が難航し当事者間での解決が困難な場合は、弁護士との相談・委任が必要となるケースもあると思われますので、事前に東京海上日動の損害サービス担当へご相談ください。

(事故発生～解決まで流れはP.52～53をご参照ください。)

②児童・生徒賠償責任担保条項

Q21. 海外への修学旅行は対象となりますか。

この制度は、日本国内で発生した事故のみが対象となっています。従って、海外への修学旅行については、その往復中などに日本国内で発生した事故であれば対象となりますが、海外で発生した事故は対象となりません。

Q22. けんかでケガをさせた場合は補償されますか。

けんかによる加害事故は、多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、補償の対象とはなりません。

Q23. 学校管理下での事故の賠償責任はどう判断されますか。

生徒の補償は、生徒が個人的な過失によって法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となります。(道義上の責任は対象となりません。)

授業中や部活動中などの学校管理下の事故の場合、直接的な加害者が生徒であった場合でも、生徒だけでなく、学校側の管理責任を問われる場合が多いと考えられます。本制度で対象とするのは、生徒に「悪ふざけ」や「禁止行為」等の過失があり、法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。

Q24. 学校として様々な活動を幅広く「学校管理下」と認めれば、本制度に加入する必要がないのではありませんか。

学校管理下での事故については、学校側の管理責任が問われる事例が多いのは事実ですが、生徒が学校や教職員に禁止されていた行為を行ったために生じた事故など、学校管理下で生徒の責任が認められる場合もあり、学校管理下であれば生徒に法律上の賠償責任が全く発生しないというわけではありません。また、賠償責任の有無は実態を見て判定されることから、生徒に法律上の賠償責任が発生している場合に、学校が当該活動を後に学校管理下と認めることで、生徒の法律上の賠償責任を消滅させることもできません。従って、学校が様々な活動を幅広く学校管理下として認めても、管理の実態が伴わなければ、生徒に法律上の賠償責任が発生し、被害者が生徒に賠償請求してきた場合には、生徒は賠償金支払を免れませんので、本制度に加入することは有意義と考えられます。

また、学校として「学校管理下」と認めることが難しい純粋なプライベート時間中の事故についても、本制度では補償対象となりますので、その意味でも本制度への加入は有意義と考えられます。

Q25. 学校の休み時間中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか。

学校の休み時間中であっても、悪ふざけや禁止行為(教室内での球技等。当該行為が禁止行為であるかどうかは各学校の規定によります。)等、学校側が十分な管理責任を果たしていたにもかかわらず生徒が責められるべき行為を行っていたことなどにより法律上の賠償責任を負った場合は補償されます。(ただし、故意による事故の場合は賠償責任は発生しますが、補償の対象外となります。)

一方、学校の施設や什器備品の不備(窓枠が緩み窓ガラスが落ちやすくなっていた、老朽化した机から釘が飛び出しケガをしやすい状態だった等)、または教職員の不注意(授業の実験で使った劇薬を教室内に放置したまま退出した等)による事故の場合は、学校側が管理責任を問われるものと思われます。

Q26. 生徒が同じ学校の生徒にケガをさせた場合は補償されますか。

加害生徒が法律上の賠償責任を負った場合は補償されます。ただし、学校管理下での事故については、学校側の管理責任を問われることがあります。(Q23・Q25 参照)

Q27. 授業や部活動でのスポーツにより他人にケガをさせた場合は補償されますか。

スポーツは、スポーツそのものが多少とも危険を伴っているものであり、参加者はその危険を承知の上でプレーに参加しているとみなされますので、所定のルールの下で行われているスポーツ中のケガについては、原則として法律上の賠償責任が発生せず、その場合は補償の対象とはなりません。

Q28. 野球部の活動中、ファウル等を打ったボールが民家や学校の窓ガラス等を破損した場合は補償されますか。

生徒の補償は、生徒が個人的な過失によって法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となります。従って、部活動での事故の場合も、生徒に過失があったかどうか判断の基準となり、生徒に過失があったと認められる場合は補償されます。

ただし、部活動等の管理下において生徒が正規の活動を行っている間に起きた事故については、生徒には過失がない場合も多いと思われます。例えば、質問のような野球部の活動中の事故の場合、防護ネットを張る、打者の向きを変える等、学校として安全配慮の工夫が必要となります。学校として必要十分な安全配慮義務を果たしていなかった場合、第三者に対しては学校が賠償責任を負うものと考えられます。

Q29. 陸上部の活動中、校舎の周りをランニングしていて他人にぶつかりケガをさせた場合は補償されますか。

生徒の補償は、生徒が個人的な過失によって法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となります。従って、部活動での事故の場合も、生徒に過失があったかどうか判断の基準となり、生徒に過失があったと認められる場合には補償されます。

部活動等の管理下において生徒が正規の活動を行っている間に起きた事故については、生徒には過失がない場合も多いと思われますが、例えば一般道を個人単位で自主的にランニングしている場合のように、活動の性質上、生徒自身の安全配慮義務が強く求められる場合においては、生徒に過失があったと認定されることもあります。なお、部活動等の学校管理下での事故の場合、学校側が管理上の責任を問われることがあります。

Q30. 友人から借りた自転車で他人にケガをさせた場合は補償されますか。

ケガをさせた相手に対する法律上の賠償責任については補償されます。

なお、本制度では、他人からの借用品・預かり品に対する賠償責任は補償の対象外となっているため、相手にケガをさせたと同時に借りていた自転車も壊してしまった場合には、自転車の持ち主に対する賠償は、本制度では補償の対象となりません。

Q31. バイクで走行中に起こした賠償事故は対象となりますか。

本制度では、自動車やバイク(原付を含む)の所有、使用、管理に起因する賠償責任は対象となりません。自動車やバイク(原付を含む)の所有、使用、管理に起因する賠償責任については、自動車保険で補償されることとなりますので、自賠責保険(強制保険)だけでなく自動車保険(任意保険)にも必ず加入するよう生徒や保護者への働きかけをお願いします。

Q32. インターンシップ先で販売実習中に誤ってお客様にケガをさせた場合は対象となりますか。

インターンシップの場合は、一般に、受入企業側が管理指導上の過失にもとづき賠償責任を負うことが多いと考えられますが、生徒が個人の過失により法律上の賠償責任を負う部分は対象となります。

Q33. 年度途中で転入または退学した生徒の補償はどうなりますか。

補償は、各P T Aの規約に応じ、生徒の保護者がP T A会員となった時点から自動的に始まり、P T A会員でなくなった時点で自動的に終わります。従って、学籍の有無と補償対象者が否かとは必ずしも一致しない場合があります。また、転入者や退学者の補償開始や終了について、特段の手続きは必要ありません。ただし、学校またはP T Aに備え置きの子生徒名簿は速やかにご修正ください。

Q34. 知的障害のある生徒が起こした事故は対象となりますか。

事故行為の時点における心神喪失状況の有無や本人の責任能力や、学校・指導者等の管理・指導が適切であったかどうかなどを総合的に勘案の上、本人またはその親権者等の法定監督義務者に法律上の賠償責任が認められる場合は対象となります。

Q35. 電動アシスト自転車による事故は補償されますか。

電動アシスト自転車(ペダル走行、電動アシスト走行のみ可能)は、人の力を補うため原動機を用いるものであって車両ではありますが、「原動力がもっぱら人力」に該当しますので、免責とならず補償の対象となります。

一方、フル電動自転車(ペダルをこがず、原動機付自転車と同様に運転が可能)は、『道路交通法第二条十一の二および道路交通法施行規則第一条の三』の「自転車」の定義に当てはまりませんので、車両とみなし免責となります。

③管理者賠償責任担保条項

Q36. 「P T A活動」とはどういう場合ですか。

日本国内においてP T Aがその目的に沿って企画・立案し主催する学習活動や実践活動で、P T A総会、運営委員会における決定等、P T A規約に基づく正規の手続きを経て決定された活動をいいます。(正規の手続きを経て決定されたことを書面で確認できることが必要です。)

Q37. P T A活動中に偶然な事故が発生した場合、保護者の個人的な賠償は補償してもらえますか。

管理者賠償責任担保条項の被保険者は、団体としてのP T Aです。従いまして、事故がP T A活動の遂行に起因して発生し、P T Aが管理上の責任を問われて法律上の賠償責任を負った場合は補償の対象となりますが、保護者による個人的な事故で、P T Aが法律上の賠償責任を負わない場合は、補償の対象とはなりません。

Q38. P T Aが主催する課外授業中に教職員が起こした賠償事故も補償されますか。

その課外授業が、P T A規約に基づく正規の手続きを経て決定されたP T A活動であると書面で確認できその事故がP T A活動遂行上の過失によって生じ、P T Aが管理上の責任を問われた場合に、P T Aが法律上の賠償責任を負う場合は補償されます。

Q39. P T Aと学校が共催する課外授業中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか。

その課外授業が、P T A規約に基づく正規の手続きを経て決定されたP T A活動であると書面で確認でき、その事故がP T A活動遂行上の過失によって生じ、P T Aが管理上の責任を問われた場合に、P T Aが法律上の賠償責任を負う場合は補償されます。ただし、学校と共同責任を負う場合は、全体の賠償金額のうちP T Aが負う責任の割合に応じて保険金が支払われます。

Q40. 管理者賠償責任担保条項はP T A活動に起因する賠償事故を補償するとなっていますが、家からP T A活動への往復途上も補償されますか。

P T Aが主催するイベントの会場にP T Aの引率で移動するなど、移動そのものがP T A活動に含まれる場合(P T A規約に基づく正規の手続きを経て決定されたもの)で、P T Aが法律上の賠償責任を負った場合は補償されます。ただし、P T A活動が行われる場所と自宅との間の単なる往復については、補償の対象となりません。(なお、単なる往復途上の事故については、通常、P

PTAが法律上の賠償責任を負うことはないと考えられます。)

Q41. 教職員はPTA会費を払っていませんが補償されますか。

PTA会費を払っているかいないかにかかわらず、PTA活動の遂行に起因して発生した賠償事故であり、団体としてのPTAが管理上の責任を問われて法律上の賠償責任を負う場合は対象になります。管理者賠償責任担保条項での被保険者は「団体としてのPTA」であり、教職員個人は被保険者とはなりません。

Q42. PTA活動中の教職員の賠償事故は対象となりますか。

PTA活動の遂行に起因して発生した賠償事故であり、団体としてPTAが管理上の責任を問われて法律上の賠償責任を負う場合は対象となります。

(3) 加入手続

Q43. PTA内での掛金徴収方法を教えてください。

本制度は各PTAが加入する制度であることから、下記①～③の方法が一般的です。

なお、本制度の掛金は、各PTAの令和8年度5月1日付PTA会員数を基準として決定されますが、これはPTAあたりの掛金を算出するための算式であって、掛金の負担者を生徒(保護者)に限定する趣旨ではありません。そのため、掛金の支払を行わない生徒(保護者)がいる場合においてもPTAとしての掛金変更はありません。

- | | |
|---------------------------|----|
| ① 都道府県市高P連が一括して掛金を負担する方法 | |
| ② PTAが年会費の総予算から掛金を負担する方法 | |
| ③ PTAの諸会費の徴収に併せて掛金を徴収する方法 | など |

Q44. 加入の際、生徒名簿の提出は必要ですか。

不要です。PTAの生徒名簿が各学校または各PTAに備えつけてあれば結構です。

Q45. PTAの中に加加入を希望しない保護者等がいる場合はどうなりますか。

あくまでもPTA単位での加入となりますので、加入を希望しない一部保護者がいるために掛金の集金額に不足を生じた場合は、その分をPTAにてご負担いただくことになります。

Q46. 全学年ではなく、学年単位、クラス単位または個人での加入は可能ですか。

本制度は、PTA毎に一括してご加入いただき、保護者がPTA会員である生徒全員を補償するものですので、1学年、1クラス、個人等での加入はできません。

Q47. 保険会社がPTA会員から直接掛金を集金してくれますか。

本制度では、全国高P連と保険会社との間で集金事務委託契約が締結されていますので、保険会社が直接集金を行うことはできません。なお、集金事務委託契約に基づき、保険会社から全国高P連へは、団体内の集金事務にかかる費用として集金事務費(保険料の5%相当額)が支払われています。

Q48. PTAが加入するにはどうしたらよいですか。

新規に加入する場合には、所定の「新規加入依頼書」に必要事項を記入の上、令和8年3月13日までに各PTAが所属する都道府県市高P連事務局に提出してください。更に、PTAの5月1日付PTA会員数分の掛金を、令和8年6月30日までに、各PTAが所属する都道府県市高P連事務局の指定口座に振り込んでください。(中途加入の場合も、生徒数は、5月1日付PTA会員数となります。)

詳細は、「1. PTAにおける加入事務手続(P.5)」をご参照ください。

Q49. 組織の名称がPTAではなく保護者会等の場合も加入できますか。

各都道府県市高P連の傘下団体で、約款のPTAの定義に合致した団体であれば、PTA等の名称によらず加入できます。

Q50. 加入時の生徒人数はいつ現在の人数にしたらいですか。

新規に加入する場合の「新規加入依頼書」には、令和7年度5月1日付のPTA会員数をご記入願います。追って、令和8年度5月1日付のPTA会員数をご報告ください。(中途加入の場合も、生徒数は、令和8年度5月1日付PTA会員数となります。)

詳細は、「1. PTAにおける加入事務手続(P.5)」をご参照ください。

Q51. 生徒数の増減に伴う掛金はようになりますか。

補償期間中の生徒数の増減にかかわらず、掛金の追徴・返戻はありません。

Q52. 4月1日より後でも加入できますか。

中途加入として加入できますので、所定の締切日に従い、「新規加入依頼書」の提出ならびに掛金の送金を行ってください。ただし、4月1日より後から加入された場合であっても、補償終了は一律、令和9年4月1日午後4時となります。そのため、中途加入の場合の掛金は、加入時期によって変わります。

Q53. 中途加入の場合の掛金はようになりますか。

生徒1名につき、制度維持費9円を除く年間保険料391円の補償期間に応じた金額となります。詳細は下表をご参照ください。補償期間の末日は、補償開始日に関わらず令和9年4月1日午後4時です。

補償期間	掛金 (円／生徒1名)
4月1日～	400
5月1日～	367
6月1日～	335
7月1日～	302
8月1日～	270
9月1日～	237
10月1日～	205
11月1日～	172
12月1日～	139
1月1日～	107
2月1日～	74
3月1日～	42

Q54. 掛金振込の際、振込手数料の負担はどうなりますか。

PTAから都道府県市高P連、都道府県市高P連から全国高P連への振込のいずれも、振込手数料は原則として振込人負担となります。(ただし、PTAから都道府県市高P連への振込については、各都道府県市高P連の判断により、都道府県市高P連で振込手数料を負担いただくことも可能です。)

Q55. 新規加入依頼書の送付が締切日より遅れても補償されますか。

締切日を過ぎて提出された新規加入依頼書および加入依頼集計表は無効となり、補償は開始されません。その場合、補償開始時期を遅らせた新規加入依頼書および加入依頼集計表を改めてご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

Q56. 掛金の送金が締切日より遅れたらどうなりますか。

全国高P連から幹事引受保険会社への精算が滞るため、必ず締切日までにご送金ください。万が一、遅れる場合には全国高P連事務局までご連絡ください。

Q57. 休学者を差し引いて人数報告することは可能ですか。

Q16 に記載のとおり、生徒が休学中であっても保護者がPTAの構成員となっている場合には本制度の補償対象となるため、5月1日付PTA会員数から休学者を差し引くことはできません。

(4) 他の保険との関係

(補償内容の詳細につきましては、各保険のパンフレット等にてご確認ください。他の保険の内容につきましては令和7年11月時点のパンフレット等を参考に記載しています。)

Q58. スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」との違いは何ですか。

「スポーツ安全保険」のA2区分では、補償範囲が学校管理下を除く団体での文化活動(スポーツ活動を除く)中とその往復中となっており、賠償事故だけでなく本人のケガおよび突然死も補償対象となっています。これに対し、本制度は、賠償事故のみが対象ですが、補償範囲は24時間(児童・生徒賠償責任担保条項)となっています。

(注1)「スポーツ安全保険」は加入区分により掛金・補償範囲が異なります。

(注2)「スポーツ安全保険」と日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は異なる制度です。P.51に、全国高P連賠償責任補償制度と日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」との概要比較を掲載していますので、ご参照ください。

Q59. 産業教育振興中央会の「インターンシップ・ボランティア等体験活動保険」との違いは何ですか。

「インターンシップ・ボランティア等体験活動保険」(年間掛金250円)は、学校管理下と位置付けられる国内でのキャリア教育・インターンシップ・ボランティア等の活動が補償対象となっています。これに対し、本制度の児童・生徒賠償責任担保条項では、これらの活動を含む日常生活上ほとんどの活動が補償対象となります(24時間補償)。ただし、「食中毒による賠償事故(管理者賠償責任担保条項のみ)」「預かり品に対する賠償事故」「原動力が人力でない農作業用車両や工作車両での公道以外における賠償事故」は、本制度では補償対象となりませんが、「インターンシップ・ボランティア等体験活動保険」では対象となります。

Q60. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度(学生総合保険、こども総合保険、自転車総合保険等)との違いは何ですか。

都道府県市高P連等で独自に実施されている学生総合保険、こども総合保険、自転車総合保険等は、本人の傷害(ケガ)の補償を中心として、育英費用など学生・生徒に特有の補償がセットされている等の特徴があり、本制度と比べて補償内容に違いがあります。

賠償責任補償が付いている場合には、その部分のみ本制度と補償内容が重複します。しかし、事故の際は、両制度の補償(支払)限度額が合算され、その合計まで補償されます。(保険金をお支払いする上限額(支払限度額)が増えますが、両方の保険から重ねてお支払いするものではありませんのでご注意ください。)

なお、補償が重複する場合においても、一般的にはいずれか一方の保険に請求手続きを行えばよく、複数の請求手続きを行う必要はありません。

Q61. 安全互助会等の共済金補償制度との関係はどうなりますか。

安全互助会等の制度の多くは、本人のケガの補償が中心であり、一般的には本制度(加害事故)との重複はないと思われます。

一部の互助会制度では、加害事故の補償が付いていることもありますが、補償の対象はPTAのみで生徒の補償はないということもあります。

中には、本制度と補償が重複している場合も考えられますが、事故の際は、両制度の補償(支払)限度額が合算され、その合計まで補償されます。(保険金をお支払いする上限額(支払限度額)

が増えますが、両方の保険から重ねてお支払いするものではありませんのでご注意ください。)

(5) 事故対応

Q62. 事故報告は、誰が、どこにするのですか。

事故の内容等に応じ、生徒、保護者、教職員等いずれか適当と思われる方から、引受保険会社の事故受付専用フリーダイヤル「0120-720-110」(事故受付センター(東京海上日動安心110番))へ、電話にて速やかにご連絡ください。なお、フリーダイヤルへご連絡いただく際は、次の内容をお知らせください。

- ①最初に「全国高P連の制度」とお申し出ください。
- ② 学校名、③事故発生日時、④事故発生場所、⑤加害者の氏名、⑥被害者の住所氏名、⑦事故の原因、⑧被害の程度、⑨その他の必要事項 等

Q63. 事故の際は、何をどのように進めていったらよいのですか。

まず、引受保険会社の事故受付専用フリーダイヤル「0120-720-110」へ電話で事故報告をしてください。(事故報告の方法についてはQ62をご参照ください)その後の進め方については、追って、本制度の幹事引受保険会社である東京海上日動の損害サービス担当より個別にご案内いたします。なお、賠償責任の有無や賠償金額の決定にあたっては保険会社の事前同意が必要です。被害者との示談交渉については、東京海上日動の損害サービス担当からのアドバイスに基づいて行ってください。(詳細はP. 52, 53をご参照ください)

Q64. 保険金の請求は、誰が、どこにするのですか。

事故の内容により、生徒の賠償責任に関する事故については生徒の保護者等、PTA管理者の賠償責任に関する事故についてはPTAが、本制度の幹事引受保険会社である東京海上日動の損害サービス担当へ直接行います。

Q65. 保険金請求には、どんな書類をどこへ提出すればよいのですか。

一般的には「保険金請求書」「示談書」といった書類を、東京海上日動の損害サービス担当へ提出していただきます。具体的なご請求手続については、東京海上日動の損害サービス担当より、個別にご案内いたします。

Q66. 保険金請求の際、加入PTAの生徒であることはどうやって証明するのですか。

事案に応じ、東京海上日動の損害サービス担当が、生徒手帳の確認や、学校・PTAへの在籍確認を行います。具体的な証明方法については、東京海上日動の損害サービス担当より個別にご案内いたします。

Q67. 各都道府県市高P連や学校、個人加入の契約との関係はどうなりますか。

都道府県市高P連や学校、個人加入などで、本制度と重複する契約(賠償責任補償)に加入している場合は、東京海上日動の損害サービス担当へその内容をお知らせください。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。(なお、本制度には、示談交渉サービスはありません。)

一方、都道府県市高P連や学校、個人加入などで、傷害補償(本人のケガの補償)に加入している場合は、それぞれの加入契約の引受保険会社へ事故報告をしてください。傷害補償の保険金は、それぞれの契約ごとに決められた補償額が、それぞれの引受保険会社から支払われることになります。(なお、本制度には、傷害補償はありません。)

Q68. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度の引受保険会社が、本制度の幹事引受保険会社と異なる場合、保険金請求の手続はそれぞれ別に必要ですか。

傷害保険の場合は、原則としてそれぞれ別個に行っていただく必要があります。ただし、提出書類の中には、一方の保険会社に提出した書類のコピーをもう一方の保険会社に提出いただくことで対応可能な場合もあります。詳細については、各引受保険会社にご確認ください。

賠償責任保険の場合は、保険金請求手続きは、原則としていずれかの保険会社に行っていただければ結構です。ただし、損害賠償金の額が、保険金請求を行った保険契約の支払限度額を超えた場合は、もう一方の保険会社にも保険金請求を行う必要が生じます。詳しくは東京海上日動の損害サービス担当より個別にご案内いたします。(なお、本制度には、傷害補償および示談交渉サービスはありません。)

Q69. 各都道府県市高P連等で独自に実施している制度と本制度の支払保険金の調整はどのように行われるのですか。

保険金請求を行う保険会社へ、補償が重複する他の保険契約の内容等をご連絡いただくことにより、保険会社間で直接調整が行われます。

(6) その他

Q70. P T Aへはどのような方法で募集案内文書が配布されるのですか。

各P T Aが所属する都道府県市高P連経由で手引き・チラシ等を配布します。なお、都道府県市高P連からP T Aへの配布にかかる費用は、各都道府県市高P連にご負担いただくこととなります。

Q71. 各都道府県市高P連の事務処理の具体的内容は何ですか。

P T Aに対する制度案内、制度普及促進ならびに下記の事務処理となります。

- ①(必要に応じ)掛金とりまとめ口座の開設・管理
- ②P T Aからの「新規加入依頼書」のとりまとめおよび「加入依頼集計表」の作成
- ③加入校・加入生徒数リストの作成
- ④生徒数報告のとりまとめ(4月加入・5月加入のみ)
- ⑤上記③に関わる掛金のとりまとめおよび全国高P連への送金

Q72. 保険会社は各P T Aに対する説明会や募集手続を行うのですか。

本制度は、全国高P連を契約者とする団体契約であり、全国高P連を通じて制度案内を行うことが原則となっていますので、保険会社から各P T Aに対する加入説明等は行いません。

Q73. P T A会員全員に手引き・チラシを配布したいので追加送付してもらえますか。

手引き・チラシの数には限りがありますので、多部数の追加送付はできません。適宜コピー等でご対応願います。(パンフレット・チラシは全国高P連ホームページにP D Fデータを掲載していますので、必要に応じて活用ください。)

Q74. 他の都道府県市高P連の加入状況はどうなっているのでしょうか。

令和7年度の都道府県市高P連別加入状況については、「3. 資料(P. 30)」をご参照ください。

Q75. 高加入率を実現している都道府県市高P連はどこですか。

令和7年度には、全都道府県市高P連のうち77%の高P連が、生徒加入率30%超を実現しています。詳細は、「3. 資料(P. 30)」をご参照ください。

Q76. 本制度への加入について個々の加入者へはどういう方法で案内がされるのですか。

補償開始月の翌月(中旬以降)に、各都道府県市高P連から各PTA事務局経由で、個々の加入者用の「加入者票」を配付します。「加入者票」には、本制度の概要や事故受付専用フリーダイヤルならびに必要な連絡事項等が記載されていますので、加入の控として、また保険金請求に備えて必ず保管しておくようご案内ください。

Q77. 所属する都道府県市高P連や学校での保険金支払実績を、都道府県市高P連や学校にも通知してもらえますか。

事故報告内容や保険金支払実績に関する詳細情報を都道府県市高P連や学校に開示することは契約上の守秘義務やプライバシー保護等の面で問題となる可能性がありますので、通知は原則として行いません。ただし、都道府県市高P連や学校・PTA等における制度普及促進や事故予防策等の参考にしていただくため、全国高P連として、統計処理等を施した上での情報提供を行っています。

Q78. 共同保険契約とは何ですか。

本制度は、全国高P連を契約者とする、東京海上日動・AIG損保・三井住友海上・損害保険ジャパンの損害保険会社4社による共同保険契約となっています。共同保険契約では、幹事引受保険会社である東京海上日動が、保険会社4社を代表して申込書類の受付や事故対応等を行います。各引受保険会社はその引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

Q79. 引受保険会社が経営破綻した場合はどうなりますか。

保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

本制度のように保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。

Q80. 加入にあたっての注意事項はありますか。

【商品の仕組み】

この保険は一般社団法人全国高等学校PTA連合会を保険契約者とし一般社団法人全国高等学校PTA連合会会員等を被保険者とするPTA賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人全国高等学校PTA連合会が有します。

【告知義務】

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【通知義務】

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険

金をお支払いできないことがあります。

【示談交渉サービスは行いません】

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払できない場合がございますのでご注意ください。

【先取特権】

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第 22 条第 1 項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第 22 条第 2 項）。

このため引受保険会社が、被保険者からの請求を受けて、保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【事故のご連絡について】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。

【重大事由による解除について】

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

【補償の重複に関するご注意】

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合

は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

3. 資料

全国高P連賠償責任補償制度 主な支払事例

（ご注意）

◆「全国高P連賠償責任補償制度」は、生徒に「過失」があった場合に生徒または保護者が負う法律上の賠償責任を補償するものです。（児童・生徒賠償責任担保条項）「過失」とは、生徒が予見・回避することができたにもかかわらず注意を怠ったために事故が発生したことをいい、生徒が予見・回避できなかった、またはその注意義務がなかった場合には、生徒には法律上の賠償責任が発生しないため、「全国高P連賠償責任補償制度」の補償也没有ありません。

◆この「主な支払事例」に掲載されている事故は、それぞれの事故状況を個別に調査した結果、生徒に過失があり法律上の賠償責任があったと判断されたものです。類似の事故であっても、個別の事故状況によっては生徒に過失があっても法律上の賠償責任がないと判断される可能性もありますので、実際に起こった事故のご相談は、東京海上日動のフリーダイヤル0120-720-110へご連絡ください。（ご連絡を受け付けた後、最寄の拠点の担当者から折り返しご連絡させていただきます。）

事故内容		支払保険金（円）
通学中 （自転車）	坂道を自転車で走行中、スピードが出過ぎ歩行者と衝突。	1,233,039
通学中 （自転車）	雨の日に傘をさしながら自転車で走行中、前方の歩行者に衝突。	1,501,810
通学中 （自転車）	夕方で暗い中、ライトをつけずに自転車で走行中、雨も降り出し、前方不注意で歩行者と正面衝突。	1,672,310
通学中 （自転車）	ブレーキ操作が遅れ信号待ちをしていた自動車に衝突。	225,958
通学中 （自転車）	自転車で走行中、カーブでスピードの出しすぎにより出会い頭に自転車と衝突。	1,347,364
通学中 （自転車）	雨の日に自転車で走行中、前方の歩行者に衝突。	480,048
通学中 （自転車）	交差点を自転車で斜め横断したところ、横から来た原付と衝突。	138,241
通学中 （自転車）	自転車で走行中、停止中の自動車を避けようとして、その先に停止していた別の自動車に衝突。	559,000
通学中 （自転車）	携帯電話を見ながら自転車で走行中、前方を通った歩行者と衝突。	521,687
通学中 （自転車）	交差点手前の停止車両に衝突し、相手車の後ろバンパーを損傷。	120,000
通学中 （自転車）	無灯火の自転車で下校し塾へ向かう途中、狭い道で（対向の）歩行者と接触。	15,600
通学中 （自転車）	自転車で走行中信号無視をした為、それを避けようとした相手車が対向車と衝突。	253,695
通学中 （自転車）	自転車で登校中、車道と縁石に引っかかりよろけ、信号で停車中の自動車に接触。	193,000
通学中 （自転車）	自転車で下校中、携帯電話に夢中になり前方不注意により車両に衝突。	269,359
通学中 （自転車）	自転車で走行中、斜め前を走行していた自転車を追い抜こうとし接触。	3,830,672
通学中 （自転車）	自転車で下校中、道路上（歩道側）に立てていた測量の機械と接触。	1,640,380
通学中 （自転車）	自転車で走行中、停止している自動車に接触。	346,000
通学中 （自転車）	下校途中に交差点で、自転車同士が出会い頭で衝突。	920,128
通学中 （自転車）	停車中の車の前面に自転車（ハンドルと側面）が接触し、ボンネット・ナンバープレート等が損傷。	433,926

事故内容		支払保険金（円）
通学中 (自転車)	自転車で走行中、スピードの出し過ぎによりバランスを崩して転倒。自転車はそのまま走行し、駐車中の自動車に衝突。	183,486
通学中 (自転車)	イヤホンをつけて自転車走行中、自動車に接触。	170,947
休み時間中	学校のグラウンドで友人とふざけてソフトボールを投げ合っていて、部室のガラスを破損。	8,293
休み時間中	生徒同士ふざけあっていた時に、学校の備品を落とし損壊。	1,821,613
休み時間中	生徒二人が遊んでいる際、誤って校内の窓ガラス1枚を破損。	5,280
休み時間中	教室で誤って窓ガラスにぶつかり、ガラスが破損。飛び散ったガラスの破片が駐車中の自動車に落下し、自動車も損傷。	385,575
休み時間中	生徒がふざけて、教室内のガラスを破損。	14,285
休み時間中	ホームルーム前に教室で生徒同士がふざけあっていて、1人が投げた本が窓に当たり窓のガラスが割れ、落下し、駐車中の車のフロントガラス等が損傷。	294,336
休み時間中	友達と遊んでいてバランスを崩し、ガラスを破損。	13,900
休み時間中	サッカーをしている際、ボールが反れて、自動車に接触。	65,226
清掃時間中	ふざけてほうきを振り回し、窓ガラスを破損。	7,190
放課後	生徒同士遊んでいるとき、周囲の確認不足で他の生徒と衝突。	218,200
放課後	体育館でふざけていて、肘が玄関ドアに当たり破損。	31,648
インターシップ中	生徒による冷蔵庫の霜取り作業中の制御盤への打撃による冷蔵庫の機能停止。	176,440
その他 (自転車)	大雨の中、自転車走行中、車庫入れをしていた自動車に衝突。	329,950
その他 (自転車)	自転車で走行中、路駐の自動車を追い越す際、後方から来た自動車と接触。	162,385
その他 (自転車)	雪で滑りやすい日に前方確認不足で、同校の生徒と衝突し、学校のガラスに激突。	206,680
その他 (自転車)	自転車でバスの横をすりぬけようとした際、バス停から降りてきた人に衝突。	57,878
その他 (自転車)	自転車で走行中、信号待ちで停止していた自転車に衝突。	538,801
その他 (自転車)	夜間無灯火自転車走行中、歩行者に後ろから衝突。	3,566,556
その他	公園のブランコを揺すっていて、乗っていた友人がブランコから落ち、頬を板にぶつけ頬骨を陥没骨折。	207,712
PTA行事中	高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。	64,878

全国高P連賠償責任補償制度 高額事故例

事故内容	支払保険金(円)
無灯火の自転車で歩道を走行中、後ろから追突し相手は転倒。脳挫傷により要介護状態となり、その後死亡。	87,915,000
通学中、自転車で歩行者に衝突。相手は脊髄損傷による身体麻痺。	60,080,000
歩道を自転車で走行中、歩行者に衝突。相手は転倒により外傷。	48,581,000
買い物帰りに自転車で路上を走行中、対向方向から来た歩行者に衝突。相手は転倒し頭部に外傷。	41,249,000
歩行者・自転車専用道路を自転車で走行中、歩行者に衝突。相手は脳挫傷により死亡。	40,206,000
バイト帰りに自転車で走行中に歩行者をはね、相手はその後死亡。	39,246,000
夜間、街灯のない線路際の道を自転車で帰宅途中、電車が駅に近づていくのに気を取られて全力疾走し、歩行者に衝突。相手は死亡。	39,127,000 (他保険と按分後75%)
坂道を自転車で下っていた際、第三者に衝突し転倒負傷させた。相手は後遺障害が発生。	36,295,000
歩道を自転車で走行中、反対側から来た歩行者に衝突。相手は頭部強打により死亡。	30,494,000
道路を自転車で横断しようとした際、直進中の自転車と接触。相手は後遺障害が発生。	27,252,000
夜間、自主トレーニングでダッシュ中に散歩中の歩行者に気付かず衝突。相手は意識不明の重体。	22,482,000 (他保険と按分後50%)
自転車で通学中に脇見運転をして前方の歩行者に衝突。相手は脳挫傷・急性硬膜下血腫により入院、その後死亡。	26,253,000
登校時、自転車で歩行者に後ろから衝突。相手脳挫傷で4か月後に死亡。	23,602,000
下校中、自転車で前方の自転車を追い越そうとした際、相手方の肩に接触し転倒させた。相手はくも膜下出血により入院。	19,048,000

令和7年度各都道府県市高P連加入状況
(令和7年9月加入受付分まで反映)

地区 連合会	NO.	都道府県市P連	加盟学校数	加盟生徒数	加入学校数	学校加入率	加入生徒数	生徒加入率
北海道	1	北海道高等学校PTA連合会	261	89,296	154	59.00%	48,124	53.89%
東北	2	青森県高等学校PTA連合会	67	24,223	42	62.69%	15,641	64.57%
	3	岩手県高等学校PTA連合会	64	21,088	64	100.00%	21,088	100.00%
	4	秋田県高等学校PTA連合会	61	19,088	60	98.36%	18,792	98.45%
	5	宮城県高等学校PTA連合会	80	38,496	66	82.50%	31,742	82.46%
	6	山形県高等学校PTA連合会	47	15,621	35	74.47%	12,443	79.66%
	7	福島県高等学校PTA連合会	72	31,235	60	83.33%	25,395	81.30%
関東	8	茨城県高等学校PTA連合会	95	49,462	8	8.42%	3,806	7.69%
	9	栃木県高等学校PTA連合会	81	33,110	1	1.23%	454	1.37%
	10	群馬県高等学校PTA連合会	78	45,621	43	55.13%	24,464	53.62%
	11	埼玉県高等学校PTA連合会	162	103,006	157	96.91%	103,006	100.00%
	12	千葉県高等学校PTA連合会	144	91,328	122	84.72%	78,957	86.45%
	13	神奈川県立高等学校PTA連合会	133	99,301	60	45.11%	44,194	44.51%
	14	山梨県高等学校PTA連合会	36	14,442	22	61.11%	8,979	62.17%
東京	15	東京都公立高等学校PTA連合会	34	17,803	18	52.94%	10,528	59.14%
北信越	16	新潟県高等学校PTA連合会	94	40,620	11	11.70%	5,227	12.87%
	17	富山県高等学校PTA連合会	52	18,821	44	84.62%	17,820	94.68%
	18	石川県高等学校PTA連合会	40	19,065	37	92.50%	18,246	95.70%
	19	福井県高等学校PTA連合会	32	14,802	32	100.00%	14,802	100.00%
	20	長野県高等学校PTA連合会	95	46,816	10	10.53%	4,525	9.67%
東海	21	岐阜県高等学校PTA連合会	113	51,155	105	92.92%	48,013	93.86%
	22	静岡県公立高等学校PTA連合会	118	60,441	(*) 0	0.00%	0	0.00%
	23	愛知県公立高等学校PTA連合会	179	116,174	162	90.50%	97,359	83.80%
	24	三重県高等学校PTA連合会	71	33,461	69	97.18%	32,325	96.61%
近畿	25	大阪府立高等学校PTA協議会	140	97,151	133	95.00%	85,915	88.43%
	26-1	京都府立高等学校PTA連合会	60	29,512	57	95.00%	26,994	91.47%
	26-2	京都市立高等学校PTA連絡協議会	8	4,602	3	37.50%	2,074	45.07%
	27	滋賀県公立高等学校PTA連合会	45	27,637	45	100.00%	27,637	100.00%
	28	奈良県高等学校PTA協議会	55	30,004	32	58.18%	18,935	63.11%
	29	和歌山県高等学校PTA連合会	38	18,535	17	44.74%	8,931	48.18%
	30	兵庫県公立高等学校PTA連合会	135	61,738	94	69.63%	41,016	66.44%
中国 四国	31	鳥取県高等学校PTA連合会	24	9,468	21	87.50%	8,653	91.39%
	32	島根県高等学校PTA連合会	36	12,460	(*) 0	0.00%	0	0.00%
	33	山口県公立高等学校PTA連合会	56	20,999	52	92.86%	20,295	96.65%
	34	広島県高等学校PTA連合会	118	46,190	86	72.88%	36,303	78.59%
	35	岡山県高等学校PTA連合会	80	48,273	71	88.75%	41,450	85.87%
	36	徳島県高等学校PTA連合会	50	16,570	49	98.00%	16,524	99.72%
	37	香川県高等学校PTA連合会	38	21,219	17	44.74%	9,418	44.38%
	38	愛媛県高等学校PTA連合会	54	25,337	(*) 0	0.00%	0	0.00%
	39	高知県高等学校PTA連合会	44	10,977	(*) 0	0.00%	0	0.00%
九州	40	福岡県公立高等学校PTA連合会	140	73,453	(*) 0	0.00%	0	0.00%
	41	佐賀県高等学校PTA連合会	55	23,940	47	85.45%	20,545	85.82%
	42	長崎県公立高等学校PTA連合会	81	21,096	4	4.94%	401	1.90%
	43	熊本県公立高等学校PTA連合会	58	27,644	58	100.00%	27,656	100.04%
	44	大分県高等学校PTA連合会	49	18,185	49	100.00%	18,185	100.00%
	45	宮崎県高等学校PTA連合会	38	18,476	(*) 0	0.00%	0	0.00%
	46	鹿児島県PTA連合会	94	35,800	32	34.04%	13,425	37.50%
	47	沖縄県高等学校PTA連合会	65	41,103	34	52.31%	20,963	51.00%
合計			3,770	1,834,844	2,283	60.56%	1,131,250	61.65%

(*)参考：各連合会において独自の補償制度を運営しています。なお、(*)以外の連合会においても独自の補償制度を運営している場合がございます。

令和6年度	3,804	1,880,320	2,286	60.09%	1,150,948	61.21%
令和5年度	3,839	1,896,981	2,286	59.55%	1,155,328	60.90%
令和4年度	3,880	1,945,882	2,287	58.94%	1,179,810	60.63%

4. 約 款

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限りします。

①法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

②争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）（1）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④緊急措置費用

第12条（1）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

(1) 当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

(2) 当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条（調査）

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも (1) の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
- ①事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ②他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ③他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ①(1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
 - ②(1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③(1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ①保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) （1）または（2）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
 - ①（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) （1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) （4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) （1）および（2）に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- (7) （6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもつ

て計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権－法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するもの）に限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
 - ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
 - ①第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ②第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険

金を支払います。

- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) および (2) に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(2) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

- ①当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ②①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する (1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表（短期料率表）

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

P T A 特別約款

第1章 管理者賠償責任担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

この担保条項において、当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、P T A管理下における次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 被保険者がP T A活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたこと、または他人の財物（②の財物を除きます。）を滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）させたこと。
- ② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「保管物」といいます。）を被保険者の構成員であるP T A会員および児童・生徒が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。

第2条（被保険者の範囲）

この担保条項において、被保険者とは、P T Aをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に見つされた保管物の破損に起因する賠償責任
 - ⑤ P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動に起因する賠償責任
- (2) (1) ①から③までの規定は、第1条（保険金を支払う場合）①のみに適用し、(1) ④の規定は第1条②のみに適用します。

第2章 児童・生徒賠償責任担保条項

第4条（保険金を支払う場合）

- (1) この担保条項において、当会社が保険金を支払う損害は、P T Aの児童・生徒（P T Aの組織単位である学校等に通学する児童・生徒に限り、以下同様とします。）の行為に起因して日本国内において発生したものに限り、
- (2) 次条に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この担保条項において、被保険者とは、次の者（責任無能力者を含みません。）をいいます。

- ① P T Aの児童・生徒
- ② P T Aの児童・生徒の親権者その他の法定の監督義務者

(2) (1) の被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

第7条（免責規定の適用除外）

普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については、適用しません。

第3章 基本条項

第8条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
P T A	保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、または児童・生徒の校外における生活の指導もしくは地域における教育環境の改善・充実を図るため、P T A会員相互の学習その他必要な活動を行うものであって保険証券に記載されたものをいいます。
P T A活動	日本国内においてP T Aがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、P T A総会または運営委員会における決定などP T A会則（名称が何であるかを問いません。）に基づく正規の手続を経て決定されたものをいいます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督または指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童・生徒がP T A活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間を含みません。

第9条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険料に関する規定の変更特約条項（抜粋）

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

①保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

②次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

②保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

①事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合

②保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合

③当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

保険料不精算特約条項

第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、施設に入場した利用者の総数をいいます。

(2) 当社は、この保険契約の保険料が（1）に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、（1）に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第2条（保険料精算の不適用）

当社は、普通保険約款第14条（保険料の精算）(1) および (3)、第23条（保険料の返還—解除の場合）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もしくは入場者または第1条（保険料算出の基礎）(2) に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

memo

4月加入 締切日：令和8年3月13日（金）
5月加入 締切日：令和8年4月15日（水）

加入依頼日： 年 月 日

（全国高P連）

都道府県市高P連 御中

＜☆加入者兼記名被保険者＞

P T A 名：

ご加入時の確認事項確認印兼用

会 長 名：

印

担 当 者 名：

T E L：

全国高P連賠償責任補償制度 新規加入依頼書（4月・5月加入用）

※4月・5月のどちらかに○印をしてください。

＜ご加入時の確認事項＞

当PTAは、契約者である全国高等学校PTA連合会の構成員であることを確認の上、以下の通り全国高P連賠償責任補償制度に加入することを依頼します。

なお、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意します。

● 補 償 開 始 日：令和8年4月1日 [5月加入の場合：5月1日]

● 令和7年度5月1日付PTA会員のお子様数：[] 名

掛金は、別途報告する令和8年度5月1日付PTA会員のお子様数に基づき、所定の締切日までに都道府県市高P連事務局へ払い込みます。

＜記入方法＞

①上欄に記入の上、コピーをとって控とし、本紙を所定の加入依頼書提出締切日までに都道府県市高P連事務局へ提出してください。

②令和8年度5月1日付PTA会員のお子様数が確定した後、都道府県市高P連事務局へP.45の生徒数報告書（4月・5月新規加入用）を5月15日（金）までに提出してください。

告知事項 どちらかに○をつけてください。	★ 1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか（過去に東京海上日動火災保険㈱と締結した保険契約の申し込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）	はい	いいえ	★他の保険契約等 （共済契約を含みます。）	あり	会社名	保険等の種類
	★ 2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか？（過去に東京海上日動火災保険㈱と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）	はい	いいえ		なし	満期日	支払限度額（保険金額）
	3. 上記、1. 2. のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入ください。	具体的な内容					

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜全国高P連確認欄＞

※上記PTAは、全国高等学校PTA連合会の会員である都道府県市高等学校PTA連合会に加盟していることを確認しました。

全国高P連
確認印

25T-001229（令和7年10月作成）

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

締切日：令和 8 年 5 月 15 日（金）

年 月 日

（全国高 P 連）

都道府県市高 P 連 御中

P T A 名 : _____
会 長 名 : _____ 印
担 当 者 名 : _____
T E L : _____

全国高 P 連賠償責任補償制度 生徒数報告書（自動更新用）

1. 当 P T A の生徒数について、以下の通り報告します。

☆令和 8 年度 5 月 1 日付 P T A 会員のお子様数：[] 名

PTA 会員のお子様の人数＝例年ご報告いただいていた「学校基本調査生徒数」から
「保護者が PTA 未加入の生徒数」を減じたものです。

2. 掛金は、上記 1 の生徒数に基づいて以下の通り算出した額を、所定の締切日までに都道府県市高 P 連事務局へ払い込みます。

払込掛金額：自動更新の場合 400 円 × 上記 P T A 会員のお子様数

= [] 円

☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

締切日：令和8年5月15日（金）

年 月 日

（全国高P連）

都道府県市高P連 御中

P T A 名：_____

会 長 名：_____ 印

担 当 者 名：_____

T E L：_____

全国高P連賠償責任補償制度 生徒数報告書(4月・5月新規加入用)

1. 当PTAの生徒数について、以下の通り報告します。

☆令和8年度5月1日付PTA会員のお子様数：[] 名

PTA 会員のお子様の人数＝例年ご報告いただいていた「学校基本調査生徒数」から
「保護者がPTA 未加入の生徒数」を減じたものです。

2. 掛金は、上記1の生徒数に基づいて以下の通り算出した額を、所定の締切日までに都道府県市高P連事務局へ払い込みます。

払込掛金額：4月加入の場合 400 円 × 上記PTA会員のお子様数

5月加入の場合 367 円 × 上記PTA会員のお子様数

= [] 円

☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

(6月以降加入の場合の締切日は、「手引き」(P.6)をご確認ください。)

加入依頼日： 年 月 日

(全国高P連)

都道府県市高P連 御中

<☆加入者兼記名被保険者>

P T A 名：

ご加入時の確認事項確認印兼用
印

会 長 名：

担 当 者 名：

T E L：

全国高P連賠償責任補償制度 新規加入依頼書 (6月以降加入用)

<ご加入時の確認事項>

当PTAは、契約者である全国高等学校PTA連合会の構成員であることを確認の上、以下の通り全国高P連賠償責任補償制度に加入することを依頼します。

なお、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意します。

● 補 償 開 始 日：令和8年 [] 月 1日

● ☆令和8年度5月1日付PTA会員のお子様数合計：[] 名
PTA 会員のお子様の人数＝例年ご報告いただいております「学校基本調査生徒数」から
「保護者がPTA未加入の生徒数」を減じたものです。

● 払込掛金額：[] 月加入の場合 [] 円×上記PTA会員のお子様数
＝ [] 円

掛金は、上記の令和8年度5月1日付PTA会員のお子様数に基づき、所定の締切日までに都道府県市高P連事務局へ払い込みます。

告知事項 どちらかに○をつけてください。	★ 1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に東京海上日動火災保険㈱と締結した保険契約の申し込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	★他の保険契約等 (共済契約を含みます。)	あり	会社名	保険等の種類
	★ 2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか？(過去に東京海上日動火災保険㈱と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ		なし	満期日	支払限度額（保険金額）
	3. 上記、1. 2. のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入ください。	具体的な内容					

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<全国高P連確認欄>

※上記PTAは、全国高等学校PTA連合会の会員である都道府県市高等学校PTA連合会に加盟していることを確認しました。

全国高P連
確認印

25T-001229 (令和7年10月作成)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

締切日：令和 8 年 3 月 13 日（金）

年 月 日

（全国高 P 連）

都道府県市高 P 連 御中

P T A 名：

会 長 名： 印

担 当 者 名：

T E L：

全国高 P 連賠償責任補償制度 解約通知書

当 P T A は、以下の通り全国高 P 連賠償責任補償制度を解約するので通知します。

解 約 日： 令和 8 年 4 月 1 日

<ご注意>

1. 解約にあたっては、事前に各 P T A 内で、本制度を解約する旨の決議を行ってください。
2. 令和 8 年 3 月 13 日（金）の締切日までに本通知書が提出された場合には、令和 8 年度から解約の扱いとなります。

ただし、本通知書が上記締切日までに提出されなかった場合には、令和 8 年度も更新するものとして取り扱われ、令和 8 年度 5 月 1 日付 P T A 会員数に基づいた掛金を払い込んでいただくことになりますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページ をご参照ください。

(参考)「全国高P連賠償責任補償制度」と「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の概要比較

	全国高P連賠償責任補償制度	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
補償の種類		
(1) 傷害補償 (被害)	×	○
(2) 疾病補償 (被害)	×	○
(3) 賠償補償 (加害)	○	×
補償の範囲		
(1) 生徒の傷害事故		
学校管理下	×	○ (療養に要する費用の額が5,000円以上のもの) (注2)
24時間(学校管理下外)	×	×
(2) 生徒の疾病事故		
学校管理下	×	○ (療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、 内閣府令で定めるもの) (注2)
24時間(学校管理下外)	×	×
(3) 生徒の賠償事故		
学校管理下	△(免責金額(自己負担額)1事故5,000円) (注1)	×
24時間(学校管理下外)	○(免責金額(自己負担額)1事故5,000円)	×
(4) P T Aの賠償事故	○(免責金額(自己負担額)/1事故1,000円 (P T A活動) /1事故5,000円 (保管物))	×
補償限度額		
(1) 傷害補償	×	死亡3,000万円、後遺障害4,000万円他(注4)
(2) 疾病補償	×	死亡3,000万円、後遺障害4,000万円他(注4)
(3) 賠償補償	生徒：対人・対物合算1事故1億円 (免責金額(自己負担額)1事故5,000円) P T A (P T A活動)：対人1名5千万円、1事故5億円 対物1事故5千万円 P T A (保管物)：加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 (免責金額(自己負担額)/1事故1,000円 (P T A活動) /1事故5,000円 (保管物))	×
加入方法	学校PTA単位で加入	全員加入
年間掛金(生徒1名)	400円	2,150円(注3)(注4)

令和7年4月時点

(注1) 学校管理下では一般的に生徒に過失は発生しにくく、法律上の賠償責任が発生しないため、この制度の対象にならないケースが多いと考えられます。本制度で対象とするのは、生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。
生徒の過失が認められた部分については、学校管理下であっても補償の対象となります。(P.16(Q&A)Q23をご参照ください。)

(注2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付の補償内容については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページを参考に記載しています。詳しい内容は、そのホームページ等によりご確認ください。

(注3) 全日制の場合。ただし掛金は、保護者がこのうちの6～9割、学校が残る1～4割をそれぞれ負担。

(注4) 補償限度額・年間掛金は、令和7年4月時点の内容であり、今後法改正等により変更になる可能性があります。
詳しい内容および最新の情報は、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ等によりご確認ください。

～事故発生から解決までの流れ～(賠償責任保険)

事故発生から、保険金をお支払いするまで

事故発生

1



事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL:0120-720-110

速やかに事故のご連絡をお願いします。
事故のご連絡に必要な項目は下記の通りです。

1. 事故発生日・時刻
2. 事故場所
3. 被害の程度・状況
4. 事故状況(できるだけ詳しく)

2



今後

事故発生!



4

解決にむけ



今後
様と
いて

示談交渉・解決



5

上記④の内容を踏まえ、お客様にて相手方と示談していただきます。示談の際には、相手方と示談書をお取り交わしいただくこととなります。

書類の作成

6



保険金請求書を作成していただきます。
保険金のお支払方法は、ご都合に合わせて指図願
(1)引受保険会社より直方法
(2)お客様に賠償金をお様へ振り込む方法

相手方との示談解決に向けて、損害賠償責任額の確認やお示談交渉を進める上では、お客様と事故担当者との密なお打合せが
なお、ご照会の際にはご案内いたします「事故

までの手順をご説明させていただきます。

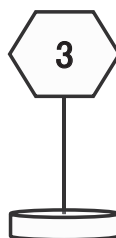
の対応の打合せ

事故の解決に至るまでの全体の流れについてご説明します。
今後の途中経過のご報告方法や頻度について打合せします。
お取り揃えいただきたい書類は別途ご案内する「保険金のご請求に必要な書類」をご確認ください。
相手方がお怪我をされている場合には、定期的なお見舞いをいたします。

の打合せ

の進め方についてご説明させていただき、相手の最終的な示談交渉の方法や、示談金額について打合せします。

損害確認・原因確認

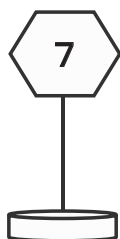


対人賠償の場合、今回の事故によって発生した相手方の治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料などをお支払い致します。
対物賠償の場合、今回の事故によって発生した相手方の財物損壊に対する損害をお支払い致します。
お支払いができない損害もございますので、必ず事前に事故担当者までお問い合わせくださいますようお願いいたします。
必要に応じ担当者より損害状況や原因の詳細、お怪我の状況など確認させていただく場合がございます。確認にあたりましては一定のお時間を要する場合がございますので何卒ご了承願います。
なお、進捗経過につきましてもご報告させていただきます。

保険金の請求・お支払

いただき、示談書等と併せてご提出し

下記の2通りございます。お客様の
負います。
接相手方や修理業者等へ振り込む
立替頂き、引受保険会社よりお客



必要書類が届き次第、引受保険会社よりお客様の指定口座へお支払手続きを致します。

事故解決!

相手様との示談交渉に関して、サポートさせていただきます。
大変重要になります。どのようなことでもご遠慮なくご相談ください。
「受付番号」を事故担当者にお伝えください。

全店ネットワーク契約（コード：賠償033）

「全国高P連賠償責任補償制度」保険金請求書

太枠内にもれなく記入してください。

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求いたします。ついては下記支払指図の通りお支払ください。なお、貴社が本件事故に関する個人情報について、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内で行う確認を含みます。）、保険金のお支払及び各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用することに同意いたします。

保険種目	賠償	保険種類	P T A賠償	証券番号	所管店	公務第二部・文教公務
					代理店	チョク(ゼンコクウビ イレ)
学 校 名	(該当に○) (1. 全日制 2. 定時制 3. 通信制 4. 特別支援学校)				契約者	一般社団法人全国高等学校P T A連合会
(該当に○)					所属PTA 確認印 (会長 印)	左記被保険者についてPTA会員で あることを確認しました。 氏名
被保険者 (生徒または PTA代表者)	氏名 (ふりがな)	年齢 (生徒のみ)	(1. 男 2. 女 3. PTA)		保険期間	令和 年 月 1日 ～ 令和9年4月1日
					事故日	年 月 日 ()
請 求 者 (保護者また はPTA代表者)	住所 〒	TEL. ()		発生時刻	午前・午後 : 頃	
	氏名			天候	1. 晴 2. 曇 3. 雨 4. 雪	
事故内容					活動内容 (該当の番 号に○印)	1. 登校中 2. 下校中 3. 授業中 4. 休み時間中 5. 清掃時間中 6. 部活中 7. 学校行事中 8. PTA行事中 9. 補講中 10. 放課後 11. アルバイト 12. ボランティア 13. その他
発生状況	事故の種類	1. 相手にケガをさせた (対人) 2. 相手の物に損害を与えた (対物) (該当に○印)				
	被保険者 (加害者)	1. 生徒 2. P T A (該当に○印)				
	相手にケガを させた場合	被害者	氏名 (ふりがな) () 歳 男・女			
		被害状況	1. 死亡 2. 入院 3. 通院のみ 4. その他 (該当に○印)			
	相手の物に 損害を与えた 場合	被害者	氏名 (ふりがな) () 歳 男・女			
		被害品	1. 自動車 2. 窓ガラス 3. その他 (該当に○印)			
	被害者区分	1. 他の生徒 2. 教職員 3. 学校 4. 他の保護者 5. 第三者 (該当に○印)				
	発生場所 (該当に○印)	1. 教室 2. 廊下 3. 階段 4. その他校舎内 (左記以外) 5. 体育館 6. 校庭 7. その他校内 (上記以外) 8. 一般道 9. その他				
	事故状況	1. 自転車使用 2. ボール使用 3. その他遊具使用 4. 学校什器使用 5. 身体の衝突 6. その他				
主な原因 (該当に○印)	1. 規則・ルール等違反 2. ふざけ 3. 注意散漫 4. タイヤスリップ 5. スピードの出しすぎ 6. 信号無視 7. 飛び出し 8. その他安全確認不足					
他の保険	同一危険を担保する他の 保険契約	無・有	有の場合	保険会社名 証券番号		
保険金 振込指図	保険金は下記口座へ振り込んで下さい。口座への振込をもって支払がなされたものと認めます。					
	銀行 支店 1普通 口座番号 信用金庫 2当座 農協 (店番:)					
	ゆうちょ銀行 通帳記号 1 _ _ _ 0 通帳番号 _ _ _ _ _ 1 口座名義 (カタカナ)					

【東京海上日動使用欄】

支払課	担当者 TEL (内・外)		
C / #	P / #枝番 (該当に○)	1. PTA活動 2. PTA受託 3. 生徒	
支払日	年 月 日		
支払金額	対人	円 (内払: 無・有)	過失相殺: 無・有 (当方過失割合 %)
	対物	円 (内払: 無・有)	過失相殺: 無・有 (当方過失割合 %)

【記入例】

東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社） 行

請求日 令和8年 10月 4日

全店ネットワーク契約（コード：賠償033）

「全国高P連賠償責任補償制度」保険金請求書

太枠内にもれなく記入してください。

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求いたします。ついては下記支払指図の通りお支払ください。なお、貴社が本件事故に関する個人情報について、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内で行う確認を含みます。）、保険金のお支払及び各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用することに同意いたします。

保険種目	賠償	保険種類	P T A賠償	証券番号	所管店 代理店 契約者	公務第二部・文教公務 チョク(ゼンココロビ)イレン 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
学 校 名 (該当に○)	東京都立大手町高校 (1. 全日制 2. 定時制 3. 通信制 4. 特別支援学校)				所属PTA 確認印 (会長 印)	左記被保険者についてPTA会員で あることを確認しました。 氏名 会長 西田 さくら 印
被保険者 (生徒または PTA代表者)	氏名 (ふりがな) やまだ たろう 山田 太郎 (1. 男 2. 女 3. PTA)		年齢 (生徒のみ) 17	保険期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年4月1日		
請 求 者 (保護者または PTA代表 者)	住所 〒 102-8014 東京都 千代田区 三番町 6-4 TEL. 03 (3515) 4133				事故日	令和8年 10 月 2 日 (金)
	氏名 山田 一郎 印				発生時刻	(午前)・午後 7:45 頃
					天候	1. 晴 2. 曇 3. 雨 4. 雪
事故内容	生徒が自転車で登校中、猛スピードで坂を下っていたところ前方にいた歩行者にぶつかり、歩行者にケガをさせてしまった。				活動内容 (該当の番号に○印)	1. 登校中 2. 下校中 3. 授業中 4. 休み時間中 5. 清掃時間中 6. 部活中 7. 学校行事中 8. PTA行事中 9. 補講中 10. 放課後 11. アルバイト 12. ボランティア 13. その他
発生状況	事故の種類 1. 相手にケガをさせた (対人) 2. 相手の物に損害を与えた (対物) (該当に○印)					
	被保険者 (加害者) 1. 生徒 2. P T A (該当に○印)					
	相手にケガを させた場合	被害者	氏名 (ふりがな) すずき はなこ 鈴木 花子 (35) 歳 男 (女)			
		被害状況	1. 死亡 2. 入院 3. 通院のみ 4. その他 (該当に○印)			
	相手の物に 損害を与えた 場合	被害者	氏名 (ふりがな) () 歳 男・女			
		被害品	1. 自動車 2. 窓ガラス 3. その他 (該当に○印)			
	被害者区分	1. 他の生徒 2. 教職員 3. 学校 4. 他の保護者 5. 第三者 (該当に○印)				
	発生場所 (該当に○印)	1. 教室 2. 廊下 3. 階段 4. その他校舎内 (左記以外) 5. 体育館 6. 校庭 7. その他校内 (上記以外) 8. 一般道 9. その他				
	事故状況	1. 自転車使用 2. ボール使用 3. その他遊具使用 4. 学校什器使用 5. 身体の衝突 6. その他				
主な原因 (該当に○印)	1. 規則・ルール等違反 2. ふざけ 3. 注意散漫 4. タイヤスリップ 5. スピードの出しすぎ 6. 信号無視 7. 飛び出し 8. その他安全確認不足					
他の保険	同一危険を担保する他の 保険契約	(無) 有	有の場合	保険会社名 証券番号		
保険金 振込指図	保険金は下記口座へ振り込んで下さい。口座への振込をもって支払がなされたものと認めます。					
	全国高P	銀行 秋葉原 支店 1普通 口座番号 信用金庫 農協 (店番:) 2当座 1 2 3 4 5 6 7				
	ゆうちょ銀行	通帳記号 1 0 通帳番号 1				
	口座名義 (カタカナ) スズキ ハナコ					

【東京海上日動使用欄】

支払課	担当者 TEL (内・外)		
C / #	P / #枝番 (該当に○)	1. PTA活動 2. PTA受託 3. 生徒	
支払日	年 月 日		
支払金額	対人	円 (内払: 無・有)	過失相殺: 無・有 (当方過失割合 %)
	対物	円 (内払: 無・有)	過失相殺: 無・有 (当方過失割合 %)

＜事故が起きた場合の連絡先＞

0120-720-110

事故受付センター
(東京海上日動安心 110 番)
(24 時間 365 日受付)

＜補償内容についてのお問い合わせ窓口＞

● 引受幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 10F

TEL. 0120-889-980

● 共同引受保険会社

A I G 損害保険株式会社 (傷害・医療保険部)
三井住友海上火災保険株式会社 (公務開発部)
損害保険ジャパン株式会社 (公務文教営業部文教室)

＜制度についてのお問い合わせ窓口＞

● 所属都道府県高等学校 P T A 連合会

● 一般社団法人全国高等学校 P T A 連合

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 2-1 奥田ビル 301 号
TEL: 03-5835-5711 FAX: 03-5835-5757

＜一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ A D R センター (指定紛争解決機関)＞

東京海上日動火災保険 (株) は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険 (株) との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0 3 — 4 3 3 2 — 5 2 4 1 (全国共通)

受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時

(土日祝・年末・年始は除きます。)

※この手引きは、全国高 P 連賠償責任補償制度 (P T A 賠償責任保険) の内容についてご紹介したものです。詳細は手引き記載の保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら引受保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこの手引きの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。